

第4次静岡県循環型社会形成計画の概要

【計画期間：令和4～8年度】
(2022～2026)



“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～

計画策定の趣旨

- 平成18年3月に第1次、23年3月に第2次、28年3月に第3次計画を策定し、廃棄物の削減などに取り組んできた。
- 循環型社会の形成のためには、これまでの取組を更に進めるとともに、新たな課題に対応した取組を推進する必要がある。
- そのため、第3次計画の進捗状況を分析し、令和4年度を開始年度とする「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を推進する。

計画策定の背景(社会状況)

- 世界においては、2050年の人口は97億人に達し、途上国や新興国の経済成長に伴い、資源の枯渇、エネルギーや食料需要の増大、廃棄物の増加など環境問題の深刻化が予測される。こうした中、資源循環と経済成長を両立する循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換が求められている。
- 国内においては、「プラスチック資源循環戦略」による使用された資源の徹底的な回収・循環利用や、本来食べられるのに捨てられている食品ロスの削減が推進されることとなった。
- 今後、人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症などにより、経済活動や廃棄物発生量にも様々な影響を与えられられる。

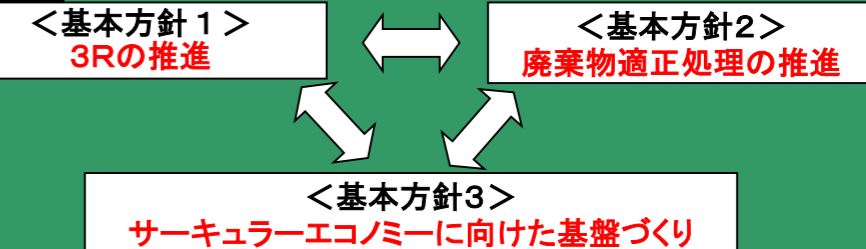
計画の位置付け

- (1) 循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成計画
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理計画
- (3) 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減推進計画

数値目標

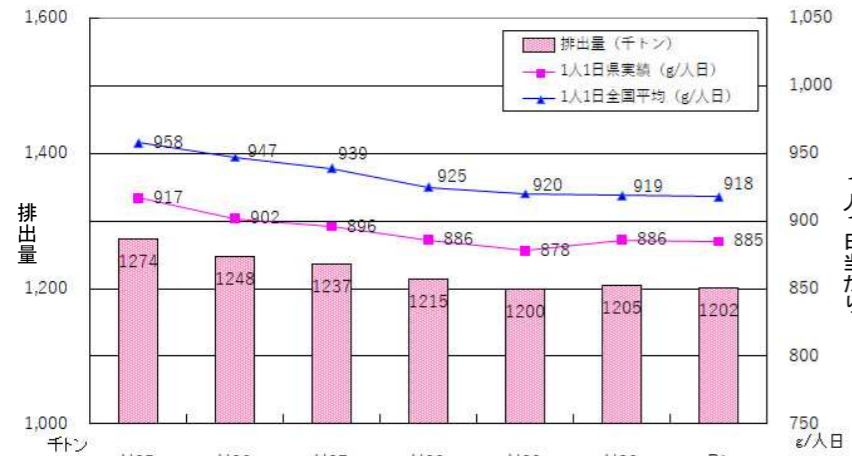
区分	目標指標	R1年度(実績)	R8年度
一般廃棄物	1人1日当たりの排出量 (g/人日)	885	848
一般廃棄物	〈新〉1人1日当たりの最終処分量 (g/人日)	43	39
産業廃棄物	〈新〉最終処分量 (千t/年)	229	毎年度229

施策の展開

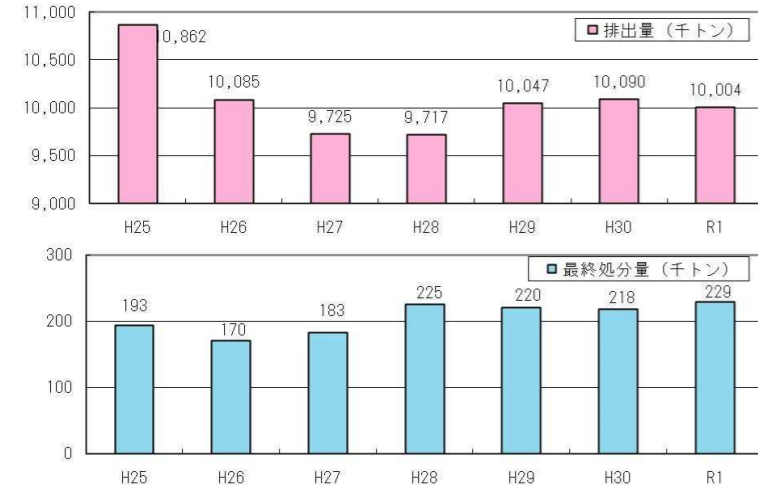


静岡県の廃棄物の状況

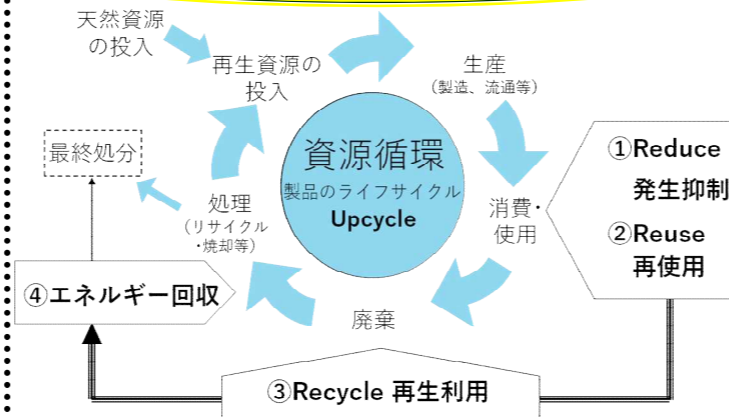
- ・一般廃棄物の排出量、1人1日当たりの排出量とも、平成15年度以降続いた減少傾向は足踏み。全国平均より少量を維持。



- ・産業廃棄物の排出量、最終処分量は、近年横ばいで推移。



循環型社会の概念図



ごみにならないよう①リデュース(発生抑制)②リユース(再使用)に努め、ごみとなった場合には分別を徹底し③リサイクル(再生利用)、再生利用できない場合は廃棄物処理の中で④エネルギー回収を行い、最終的に利用できないものは適正に処分する。

具体的施策の基本方針

【各主体の役割】

県民

- 廃棄物の排出抑制や循環利用に向けた分別の実践、環境配慮設計された商品やサービスの選択

事業者(製造・販売等の排出事業者、処理業者)

- 事業活動による廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を重視した事業活動の推進
- 事業活動で生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理

県・市町

- 廃棄物の循環利用や適正処理の推進、処理体制の充実

基本方針1 3Rの推進

- (1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進
 - ア 衣・食・住で取り組む発生抑制
 - イ ごみ処理有料化の検討
 - ウ 排出事業者における廃棄物削減の取組の推進
 - エ 各種リサイクルの推進
 - オ リサイクル製品認定制度の普及推進
 - カ エネルギー回収の促進
- (2) プラスチックごみ対策の推進
 - ア 海洋プラスチックごみ防止の取組
 - イ プラスチック資源のリサイクルの徹底
 - ウ プラスチック代替素材への転換促進等

基本方針2 廃棄物適正処理の推進

- (1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成
 - ア 排出事業者処理責任の指導の徹底
 - イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化
 - ウ 優良産廃処理業者認定取得業者の拡大
 - エ 電子マニフェストの普及促進
 - オ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施
 - カ 建設工事におけるパトロール等監視・指導の実施
 - キ 事業者表彰の実施
 - ク 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ケ PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の推進
 - コ ICTを活用した監視・指導
- (2) 不法投棄対策の推進
 - ア 早期発見・早期撤去の取組拡大
 - イ 啓発活動等の推進
 - ウ 監視の強化
 - エ 関係者との緊密連携
 - オ ICTを活用した早期発見・監視
- (3) 災害廃棄物の適正処理の推進
 - ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実
 - イ 広域連携体制の構築
- (4) 廃棄物処理体制の充実
 - ア ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進
 - イ 不用品回収業者対策の強化
 - ウ 海岸漂着物等対策の推進
 - エ 感染症対策による事業継続

基本方針3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

- (1) 新たなプラスチック戦略の推進
 - ア 海洋プラスチックごみ防止の取組
 - イ プラスチック資源のリサイクルの徹底
 - ウ プラスチック代替素材への転換促進等
- (2) 食品ロス対策の推進
 - ア 県民の意識啓発及び事業者等の取組促進
 - イ フードバンク等の取組への支援
- (3) 循環産業の振興支援
 - ア 環境ビジネスの裾野の拡大
 - イ 静岡県環境ビジネス協議会への支援
 - ウ リサイクル製品認定制度の普及推進
- (4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化
 - ア 環境教育の推進
 - イ 消費者教育等の推進
 - ウ 各種表彰制度の実施
 - エ 静岡県環境衛生自治推進協会連合会(環自連)との連携
 - オ 関係機関との連携強化